

子発1003第1号  
令和元年10月3日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長  
(公 印 省 略)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行について

本日、別添1のとおり放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第61号。以下「改正省令」という。）が公布されたところであるが、改正省令の趣旨、内容及び留意事項は下記のとおりであるので、各位におかれては、御了知の上、貴管内の市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）をはじめ、関係者、関係団体等に対し、その周知を図るとともに、その運用に遺漏無きを期されたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添える。

## 記

### 第一 改正の趣旨及び内容

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第1項の規定に基づき、市町村は、放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないこととされている。

現在、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例で基準を定めるに当たっては、事業に従事する者及びその員数については放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。）に従い定めるものとし、その他の事項については設備運営基準を参酌するものとされている。

本年6月7日に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第26号）が公布され、市町村が条例で基準を定めるに当たっては、事業に従事する者及びその員数を含む全ての事項について、設備運営基準を参酌することとされた。これに伴い、設備運営基準第1条第1項について、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の区分を削除し、設備運営基準で定める事項を全て「参酌すべき基準」とする。

## 第二 留意事項

- 1 今般、事業に従事する者及びその員数に係る基準が「従うべき基準」から「参酌すべき基準」とされたが、その基準の内容は変わるものではない。
- 2 事業をいかなる体制で運営する場合でも、利用者の安全の確保について最大限留意し、児童が安心して放課後の時間を過ごせるようにすることが必要である。そのため、市町村が、地域の実情に応じ条例で設備運営基準と異なる基準を定める場合については、児童の安全や事業の質が確保されることが前提であり、設備運営基準の内容を十分参酌した上で、責任を持って判断しなければならない。また、条例制定過程において、利用者の保護者や関係者、関係団体等から広く意見を求めるとともに、その内容について、十分説明責任を果たすことが必要である。

事業者においては、児童の安全の確保には最大限の留意が必要であることから、「放課後児童クラブ運営指針」（平成27年3月31日付け雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「運営指針」という。）にあるとおり、事故等の防止及び対応に関する訓練等を実施するとともに、市町村や学校等関係機関と連携・協力体制を整備しなければならない（別添2）。
- 3 法第34条の8の3に規定する報告及び立入調査等については、設備運営基準、運営指針等を参考にしつつ、条例に則った運営がされているかや、児童の安全や事業の質が確保されているかという観点から、各市町村において適切に実施すべきである。特に、地域の実情に応じ条例で設備運営基準と異なる基準を定める場合については、2で示した体制等が整備されているかという観点から実施すべきである。
- 4 設備運営基準第10条第3項及び附則第2条に規定する放課後児童支援員については、令和2年3月31日にその経過措置が終了する予定であることも踏まえ、都道府県及び指定都市においては、設備運営基準第10条第3項に規定する都道府県知事又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長が行う

研修（以下「放課後児童支援員認定資格研修」という。）の機会の提供に引き続き積極的に努めることとし、研修の回数や開催場所など受講者への配慮も必要である。また、市町村及び事業者においても、放課後児童支援員認定資格研修を未だ受講していない職員に対して、研修受講機会を確保するよう特段の配慮を行うことが必要である。

### 第三 施行期日

改正省令は、令和2年4月1日から施行する。



編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

目次

(省令)

○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(厚生労働六一)

(告示)

○日本国に帰化を許可する件(法務一四一)

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件(厚生労働一四一)

○保安林の指定施業要件を変更する件(農林水産一〇三六、一〇五四)  
○砂防法第二条の土地を指定する件(国土交通五八七、五八八)

○海上自衛隊の使用する船舶の信号符号を付与する件(防衛一四一)  
○道路に関する件(東北地方整備局四二)

○那珂川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件(関東地方整備局六二)

○浄化槽の型式の認定を更新した件(北陸地方整備局一〇)

(国会事項)

(人事異動)

内閣 金融庁 財務省

(叙位・叙勲)

(皇室事項)

(官庁報告)

官庁事項

登録操縦免許証更新講習の登録事項の変更に関する公示(国土交通省)  
登録操縦免許証失効再交付講習の登録事項の変更に関する公示(同)  
九州地方整備局公示(九州地方整備局)

(公告)

諸事項

官庁

財団、司法書士懲戒処分関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

会社その他

省令

○厚生労働省令第六十一号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十四条の八の二第二項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十月三日

厚生労働大臣 加藤 勝信

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この省令は、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。)第三十四条の八の二第二項の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(以下「設備運営基準」という。)を市町村(特別区を含む。以下同じ。)が条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。)第三十四条の八の二第二項の厚生労働省令で定める基準(以下「設備運営基準」という。)は、次の各号に掲げる基準に並び、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第三十四条の八の二第一項の規定により、放課後児童健全育成事業(法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。)に従事する者及びその員数について市町村(特別区を含む。以下同じ。)が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十条(第四項を除く。)及び附則第二条の規定による基準</p> <p>二 法第三十四条の八の二第一項の規定により、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前号に定める規定による基準以外のもの</p>

附則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

放課後児童クラブ運営指針（平成 27 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 34 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）（抄）

## 第 6 章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

### 2. 衛生管理及び安全対策

#### (2) 事故やケガの防止と対応

- 事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、マニュアルに沿った訓練又は研修を行い、放課後児童支援員等の間で共有する。

#### (3) 防災及び防犯対策

- 放課後児童クラブの運営主体は、市町村との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、必要な施設設備を設けるとともに、定期的に（少なくとも年 2 回以上）訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしておく。また、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図る。
- 市町村や学校等関係機関と連携及び協力を図り、防災や防犯に関する訓練を実施するなど、地域における子どもの安全確保や安全点検に関する情報の共有に努める。
- 災害等が発生した場合には、子どもの安全確保を最優先にし、災害等の状況に応じた適切な対応をとる。
- 災害等が発生した際の対応については、その対応の仕方を事前に定めておくとともに、緊急時の連絡体制を整備して保護者や学校と共有しておく。